

一  
△

立帝 昭和 年 月 日  
決裁 昭和 年 月 日

陸軍省



宗秩 陸軍省



海軍少尉野津誠外十三名叙位取消の件

昭和五年九月三日  
陸軍省  
官 内 省

官 内 省

海軍少尉野津誠外十二名叙位取消の件

宗室御璽



光緒卅四年 辛巳 月 日

宮内省

宣統元年九月三日



海軍少尉野津誠外十二名叙位取消の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年九月三日

内閣總理大臣 吉田

茂



日

月

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官

内閣事務官

内閣事務官

内閣事務官

内閣事務官

海軍少尉野津誠外土名は今般別紙理由により叙位取消の事  
頂が判明しそのを今更忍察の次第でありますか叙位取消の儀上  
奏してはよろしいと思ふ所

内閣

内閣

内閣人開帳 三六四

昭和二十年八月十五日  
叙正八位

海軍少尉

野津 誠

同

前山 富士生

昭和二十年九月十五日  
叙從七位

海軍中尉 正八位

川口 光男

昭和二十年八月十五日  
叙正八位

海軍少尉

河崎 晴彦

同

石塚 隆三

同

金子 照男

同

伊東 祥夫

同

溝口 幸次郎

海軍

昭和二十年九月十五日  
叙從七位  
昭和二十年八月十五日  
叙正八位  
昭和二十年八月十五日  
叙正八位

右者各頭書の通り敍位發令されたが、野津、前山海軍少尉は昭和二十年六月三日、川口海軍中尉、河、石塚、金子、伊東、溝口海軍少尉は同年六月二十二日孰も戦死したことが判明したので、その敍位を取消された  
い。

内閣 位 四五九

昭和二十年四月六日 海軍大尉 正八位 阿部 仁太郎  
敍 正七位  
右者頭書の通り敍位發令されたが、今般二階級進級上申の  
ものと判明したので、その敍位を取消されたい。

海

軍

昭和二十年九月十五日  
敍位

海軍中尉

正八位

岩

熊

唯

明

右者頭書の通り敍位發令されたが、昭和二十年五月十五日戦死したことが判明したので、その敍位を取消された。  
い。

海

軍

内閣人閣位第 四六三 號

昭和二十年五月十一日 海軍中尉 正八位 梅谷三郎

右者頭書の通り叙位發令されたが、今般二階級進級上申のものと判明したので、その叙位を取消されたい。

昭和二十年三月十八日 海軍大尉 正八位 上 野満雄

昭和二十年三月十七日 海軍大尉 正八位 福島俊夫

右者各頭書の通り叙位發令されたが、今般孰も生存し  
あること判明したので、任官取消の上は本叙位も御取消下  
さる様御願ひ申上げます

日本海軍



日本正府

昭和二十一年七月十五日  
 復員廳第二復員局人事部長  
 内閣官房人事課長殿  
 七月十五日復二秘人第一二七號敍位取消について照會  
 頭書の通り、今次戦争作戦從事中戦死した者であるが、通信連絡遅延のため戦死報告敍位發令後となつたので、その敍位を取消されるやう取計はれたい

昭和二十一年七月十五日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿

敍位取消について照會

七月十五日復二秘人第一二七號敍位取消について申牒された左記の者は、各頭書の通り、今次戦争作戦從事中戦死した者であるが、通信連絡遅延のため戦死報告敍位發令後となつたので、その敍位を取消されるやう取計はれたい

記

昭和二十年六月三日

南西諸島方面 戦死 海軍少尉 野津 誠

(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七二號海軍少尉岡源三郎外一千八百五十二名中三十七枚目裏)

同 同 同

前山 富士生 七十九枚目裏)

(石同)

昭和二十年六月二十二日

同 海軍中尉 川口 光 男

(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中二十一枚目表)

（昭和二十年八月八日）進達密秘人第一八七二號海軍少尉同 三郎外一千八百五十一名中

（同）右同

同

同

同

石塚塚

隆

七三枚目裏

（同）右同

同

同

同

金子

照男

四十三枚目裏

（同）右同

同

同

同

伊東

祥夫

四十五枚目裏

（同）右同

同

同

同

溝口

幸次郎

五十枚目裏

昭和二十一年八月二十五日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部長



綬位取消について照會

八月十五日復二秘人第三〇二號綬位取消について申牒された左記の者は、頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死し之に伴ふ進級に對する相當位として發令されたが、今般二階級進級上申のものと判明したのでその綬位を取消されるやう取計はりたい。

追て右は通信連絡上のあやまりに依るものである。

記

784  
昭和二十年四月六日  
正七位

海軍大尉 正八位 阿部 仁太郎  
(昭和二十一年五月十日進達二復秘人第一〇四九號)

昭和二十一年八月二十五日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事

部長



綏位取消について照會

八月二十五日復二秘人第三〇一號綏位取消について申牒された左記の者は、頭  
書の通り今次戦争作戦從事中戦死したものであるが通信連絡遅延のため戦  
死報告綏位發令後となつたので、その綏位を取消されるやう取計はりたい

記

昭和二十年五月十五日

沖繩方面戦死

海軍中尉

岩

熊

唯

明

(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平頼親榮外二千七十九名中二十九枚目表)

昭和二十一年八月十五日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



綬位取消について照會

八月十五日復二秘人第三〇號綬位取消について申牒された左記の者は、頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死し之に伴ふ進級に對する相當位として發令されたが、今般二階級進級上申のものと判明したので、その綬位を取消されるやう取計はれたい

記

1990  
昭和二十年七月十一日  
從位

沖繩方面 戦死 海軍中尉

梅、谷 三郎

(昭和二十年十一月二十一日進達海秘人第三五三九號)

二復人扶杖第八號ノ三十五

昭和二十一年八月十五日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長 殿

叙位取消について照會日

八月十五日復二枕人第二九五號叙位取消について申牒された  
戦死進級に對する相當位として上野海軍大尉は昭和二十  
年三月十八日附正七位、福島海軍大尉は昭和二十年三月十七日  
附正七位發令されたが、今般終戦に伴ひ生存しあること判  
明内地に歸着したため、前記特殊進級を取消されたから、  
本叙位も取消されるやうに取計はれたい

記

2022

海軍大尉 上野満雄 (昭和二十年九月三日進達)  
同 福島俊夫 (昭和二十年十一月二十五日進達)

日本郵政

復二秘人第一二七 號

昭和二十一年七月十五日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少尉野津 誠外七名の叙位取消について別紙の通り  
申牒する。

復二秘人第三〇二號

昭和二十一年八月十五日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍大尉阿部仁太郎の級位取消について別紙の通り申牒する。



復二秘人第 三〇一號

昭和二十一年 八月二十五日

復員總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉岩熊唯明の級位取消について別紙の通り申渡す  
る。

海軍

海軍

復二秘人第三一〇 號

昭和二十一年 八月 十五日

復員廳總裁

男爵

幣

原

喜

重

郎



内閣總理大臣

吉

田

茂

殿

海軍中尉梅谷三郎の叙位取消について別紙の通り申渡す

〇

復二秩人第二九五 號

昭和二十一年八月十五日

復員廳總裁 男爵 幣原喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍大尉上野滿雄外一名の叙位取消について別紙の通り申  
牒す。

日本文庫

Handwritten notes in red ink on the right edge of the page.

新す。

海軍大尉上野新太郎一名の録外取除したる録の趣へ申

内閣縣野大百 吉田 決題

職員縣野大 野野 野野 野野 野野

昭和二十一年五月十一日

立案昭和 年月 日

決裁 昭和 年月 日

爵位録表



宗秩家總裁

海軍中佐吉井静雄外一名特旨叙位取消の件

昭和三十九年

官 内 省

官 内 省